

令和7年度第2回川崎市子ども・子育て会議 計画推進部会 摘録

■ 開催日時

令和7年10月6日（月）午後6時00分～午後7時45分

■ 開催場所

来庁（本庁1階復元棟101会議室）及びオンライン会議

■ 出席者

（1）委員

和光大学現代人間学部 教授	一瀬 早百合氏
東京都立大学人文社会学部人間社会学科 教授	丹野 清人氏
田園調布学園大学子ども教育学部 学部長	内藤 知美氏
田園調布学園大学人間福祉学部 学部長／社会福祉学科 教授	村井 祐一氏
洗足こども短期大学幼児教育保育科 教授	柳井 郁子氏

（2）行政所管課・事務局

こども未来局保育・子育て推進部担当課長〔運営管理・子育て支援〕	荒井 敬之
こども未来局保育・子育て推進部担当課長〔運営支援・人材育成〕	杉山 僚子
こども未来局保育・幼児教育部保育対策課課長	坂口 真弓
こども未来局保育・幼児教育部保育第1課長	岡田 健男
こども未来局保育・幼児教育部保育第1課担当課長	奈良田 剛志
こども未来局保育・幼児教育部保育第2課長	大場 高敬
こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当課長	石原 貴之
こども未来局青少年支援室担当課長〔青少年企画・事業調整〕	大原 芳信
こども未来局青少年支援室担当課長〔青少年育成・子どもの権利〕	湯川 緑
こども未来局青少年支援室担当課長〔施設指導・調整〕	菊池 慶孝
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔事業調整〕	南端 慶子
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔家庭支援〕	半田 和之
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔児童福祉〕	出路 幸夫
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔母子保健〕	村山 智子
こども未来局総務部企画課課長	佐藤 園子
こども未来局総務部企画課担当課長補佐	小島 健太郎
こども未来局総務部企画課担当係長	晝間 一樹
こども未来局総務部企画課担当係長	高瀬 博章

こども未来局総務部企画課職員	菊地 幸多
こども未来局総務部企画課職員	屋宜 美里

■ 配布資料

資料１：「第３期 川崎市こども・若者の未来応援プラン」素案

参考１：川崎市子ども・子育て会議計画推進部会委員名簿

参考２：川崎市子ども・子育て会議計画推進部会行政出席者名簿

参考３：川崎市子ども・子育て会議条例

■ 傍聴者

１名

１ 開会

２ 議事

※摘録につき「である」調で記載しています。以下、ポイントを抜粋して記載。

議事（１）「第３期 川崎市こども・若者の未来応援プラン」の素案について

○資料１をもとに事務局から説明。

<質疑等>

【事務局】

１点、説明をさせていただきたい。

180ページの第６章の各種量の見込みと確保方策の１の(5)教育・保育の量の見込みと確保方策に関して、新たに制定したものとして、保育所から認定こども園への目標設置数及び設置時期の記載がある。これまで本市において、待機児童対策として、保育事業に対応するために保育受入枠の確保に重点を置いてきたところ。これに伴い幼稚園にいても預かり保育の実施や、幼稚園から認定こども園への移行に伴う保育の受皿の確保について御協力をいただいていたところ。こうした経緯から、本市で進められてきた認定こども園への移行については、幼稚園からの移行のみ認めており、幼稚園に保育所機能を備えた幼稚園型認定こども園、このほか学校としての幼稚園の機能と児童福祉施設としての保育所機能、この両方を備えました幼保連携型認定こども園の２つの類型のみの取扱いとし、保育所から認定こども園への移行について、本市としては認めてこなかったという経緯がある。しかしながら、近年の就学前児童数の減少など、保育・幼児教育を取り巻く環境に変化が見え始めてきたところで、認定こども園について、教育と保育を一体的に提供する施設とし、より教育を求める保護者のニーズや、就労状況の変化にかかわらず在園が可能となるなど、多様なニーズに対して柔軟に対応をしていくことができる施設としての必要性があることや、政令市の中でも、川崎市とさいたま市の２つの市以外の全ての政令市で何かしらの保育所から認定こども園への移行を実施しているなど、自治体間の差が出ている状況にあるところ、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の本格実施から10年実施して

こなかったというふうなこともあり、今回、保育所からの認定こども園への移行について本年度に検討をしていくことになったところ。

実施時期としては、今後も主要な庁内会議や議会への報告、パブリックコメントの実施や具体的な募集方法について今検討をしているところから、令和8年度早々に募集の開始、令和9年度からの事業開始を予定である。

施設類型としては、幼保連携型と保育所型があり、幼保連携型を優先させて進めていく予定。移行状況を勘案しながら、保育所型への移行時期を検討していきたいと考えている。

移行園数については、最小限の目標値として年5園程度の移行を見込んでおり、新たな受入れとなる1号認定児、これは教育部分だが、1号認定児については、保護者の就労状況の変化等に柔軟に対応をしていくという認定こども園制度の趣旨を踏まえ、最低限の定員設定は求めていくこととし、若干名、大体1園当たり1号認定児10名を基本として考えている。

この制度案について、先々月、8月29日に開催されました子ども・子育て会議の教育・保育推進部会において、委員の皆様方からの御意見をいただいたところ。この中で委員の方からは、今まで川崎市は子どもや保護者の権利に対して行政がしっかりと応えていなかったのではないかなという振る舞いが見えてきた中で、よりよい環境をこどもたちという保護者ニーズに応えられてきたというふうなことは喜ばしいことだという御意見をいただいた一方で、今後、減少しつつある1号認定児を、そもそもこの状況の中で1号の認定枠を増やしていく必要性はあるのかという御意見、保育所は保育所保育指針で念を押しているが、この保育所保育指針の中でも幼児教育というようなものが転用されてきているので、施設として教育はできないわけではないと、保育所の中で幼児教育を実践していけばよいわけであって、移行しないから幼児教育はできないわけではないだろうと、今まで実践をしてこなかった保育所が認定こども園ですぐ幼児教育をするとは考えられない。幼稚園の認可というところは県の審議会等で資料や現地に一回行き慎重に諮って決めていくところであるが、川崎市にはそのようなものがないと。ないのであれば、やはり移行希望園に対しては市がしっかりとやっていく必要があると。国のほうでは今、幼保連携型で経過措置を設けており、設備の基準、職員の資格というようなところを経過措置を少し設けて緩和している。こういった経過措置を緩和しているような期間で受付をした場合、例えば今は園庭はないが今後園庭を計画しているというようなことで、後になってそれが見つかりませんでしたというような施設を移行させないようにチェックをしていく必要があるだろうと。やはり幼稚園というのは高い基準をクリアしてきていますので、同様の目線で見えていく必要がある。また、乱立によって過当競争に陥らないようにしなければならないだろうという御意見をいただいたところ。

限られた時間の中でしたので必ずしも十分な御議論がいただけたとは言い難いところではあるが、内部の会議では気づかない、それぞれの立場や角度から御意見を伺うことができたことは大変有意義であり、今後の調整にも参考としていく必要があると感じた。

今回、計画推進部会においてプランをお諮りする際にも委員の皆様からの御意見をいただくべく、今回御説明をさせていただきました次第である。今この場でということは難しいかと思うが、この場でなくてもまた何か御意見をお寄せいただければと思う。

【村井部会長】

保育園から認定こども園への移行というところの新しい視点が追加されたということでも、もし御意見あれば、それも含めて皆様からいただきたいと思う。大量の案件ではあるが、全般を見ていただいて気づいたことがあれば御指摘いただきたい。第3期計画に基づく取組であるため、漏れがないほうが良いと思っている。

事務局に1点。まだ未定稿部分等があるが、これらの完全に埋まるタイミングというのはいつ頃か。パブコメまでという形になるか。委員の皆様がもしかしたらこの数字によって御意見があるとかないとかというその意見の変更や、こういったものが入って初めて検討できる御意見があった場合に、いつ頃までにお示しして、それに対して御意見をいただくのか。まず確認をさせていただきたい。

【事務局】

未定稿部分というのは、どうしても川崎市全体の総合計画のほうと同時進行で調整をしているもので、まさに調整中の状況にある事業が多くあり、未定稿になっている状況。

当然、パブリックコメントの時点で総会も開かせていただいて、計画推進部会の皆様以外にも計画の内容を説明させていただく予定であるため、その段階ではもちろん全て埋まっている状況ではあるが、その前の段階ということで申し上げると全部埋まってくるのが早くて10月下旬頃と考えている。

【村井部会長】

計画推進部会としては、まだ未定稿部分等については評価が困難であるため、計画の妥当性や指標の妥当性に対して現段階では意見が出せない。確認しないまま親会に申し送り、計画推進部会は何をやっていたんだというようなことにならないよう、その部分だけは整合性を取りたいところ。

未定稿部分についてコメントや確認する機会があれば丁寧に持ったほうがいいかなと。委員会を開催するか、それとも持ち回りで資料を読んで質疑で、例えば部会長預かりでそこに対しては整理をしていくというのでも構わないが、何か考えておいたほうがいい。

もう1点、15ページの第2期の当計画において目標を下回ったところはやはり次期計画で言えば重点の改善点もしくはほかの計画と合体するなど、次の計画では改善しなくてはならない最たるミッションなのかなと思う。この令和4年、令和5年、令和6年と、8、8、9と目標を下回った事業がどの事業であったかということが示されている部分が見当たらない。令和4、5、6と、同じ事業が目標を下回り続けたのか、そうではないのか、その辺が分からない。もちろん、目標を上回って達成したところは、いいものはもっとよくしていく必要があるが、目標を下回ったということはしっかりと具体的な内容を示した上で3期には引き継ぐはずだが、その改善は明確に、3期で何ひとつ言及しないままスタートするというわけにもいけないと思う。

【事務局】

第2期の評価の部分について、この15ページの書きぶりを含めどういう形で表現してい

くのか再考できればと思う。

【村井部会長】

やはり、PDCAサイクルは計画の1期、2期、3期という形で大きく見ると、2期を引き継いで3期だとすれば、2期の下回ったものを残したまま3期でなかったことにできないと思う。

【一瀬委員】

まず、36ページのところにいじめの図表について、年々こどもの数の減少とあるが、件数だけ示されていて、この図表はパーセンテージが示されていないので、件数だけでなく、母数に対してどの程度増減があるのかというようなことを示していただく必要があると思う。次のページに関しては、出現率が示されていて、件数の全体母数に対する比率が示されていない。

さらに、その次の38ページの不良行為少年数に関しては、これはまた件数だけになっているので、恐らく出典しているこの資料の出どころによって違いがあるかと思うが、やはり件数だけではなく、その年度の対象年齢数に対しての比率というようなところを示していく必要がある。何かデータによって件数しか示していないとか、比率で示しているというようなばらつきがこの3ページだけでも認められる。

【事務局】

御指摘のとおり、まさにそれぞれの局の調査結果から出典として持ってきているというところで、それぞれの処理の仕方 dengan いうばらつきが出ているというような状況であるため、どのように対処するか再度検討をできればと思う。

【村井部会長】

29ページの外国人に関する状況の図において、外国の方がどんどん増えていることが示されている。これは全国的な課題であるが、この増加に対する対応というのは、おそらく91ページあたりがこれの対応の話として表現されているのかなと思う。91ページの右側、一人ひとりの教育的ニーズへの対応の中に「外国につながる児童生徒など」という表記がちょうど右側の真ん中あたりにあり、さらに101ページにも外国人の方の児童生徒等支援事業の記載がある。そのデータからすると、増えているという言葉があって、分母が高まっているが、これは一つ一つの支援の質を上げるという話はすごくいい内容になっているが、この増える問題に対して具体的に何か施策や対策を講じるという言及がない。だから、増えても頑張りますみたいな話なのか、増えることによる何か対策というのは言及しなくていいのか気になったところ。数字が分からないので、例えば日本語指導初期支援員の配置なんかはその増えることと比例して戦略的に配置数を増やしていくのかとか、国際教室を設置する非常勤講師の配置を戦略的に右肩上がりにしてある等のデータが入っていれば増える外国籍に対する表現として整合性が取れていると思う。

ただその中の児童が占める割合の推定がどのぐらいで読めばいいのかというのがいまいちよく分からないが、ただ明らかに外国籍の方は増えているので、0から14歳のこども

の数もやはり1.7倍に増えるということは、101ページの事業などは、右肩上がりでの数字戦略が客観的に示されないと、増えるけれども一定の分母で対応しかしていきませんというような、増えることに対する対策は何も講じられていないというリスクを感じた。

【事務局】

こちらの101ページの事業など、教育委員会の事務局のほうの事業なものですから、本日この場に所管がない状況。主な取組の内容も、限られたスペースの中で記載しているので事業の内容等、私どものほうでも再度確認をさせていただければと思う。

【村井部会長】

整合性を取った確認をお願いしたい。

もう一点、48ページから51ページにかけてのヤングケアラーの状況解説。このヤングケアラーの調査結果に基づく施策について、小・中学生の6割は誰にも話をしていないという話や、若者からはお金の面で支援が欲しいというような話が明確に示されている中で、今、計画の中を見ると、早期発見と支援のつなぎという言葉はあります。それから、子育て世帯の訪問支援事業というものがキーになっていて、ある意味は対応していると言っても良いのかもしれないが、その相談しない、できないという課題への具体的なアプローチと、経済的支援というのがニーズの中にあるが、ここが言語的に計画の中に盛り込まれているのか。誰にも話していない人たちをどう掘り起こすのかという部分。これまで我々もやってきた中で言えば、ヤングケアラー自身が自己覚知していない子どもたちが多く中で、まずそれを認識して相談できるここにありますよという学校教育みたいな中での認知や、そういった情報提供というのを積極的に頑張っているということだが、ひっくり返すと、学校に来ていないのでその情報がそもそも手元に入っていないのではなかという状況が見受けられるので、何とかその相談、誰にもとにかく話していないし、自分がヤングケアラーであること自体を誰かに話すことが正しいことなのかといったところ、学校に来ている人でもそういった話せることを期待していると思うので、施策の中に話せる仕組みというのをどうしたらよいのか、SOSの発信しやすい環境づくりの部分など。いわゆるSOSというのが、ヤングケアラーもSOSというふうに位置づけて明確に設定できているのか。

【一瀬委員】

今の村井会長のおっしゃったことはすごく重要な点で、例えばヤングケアラーだけではなく、家にお金がないとか、自分が不登校でないとしても兄弟が不登校になって家の中が荒れてるなど家庭の中の様々な問題について、未就学の段階では幼稚園や保育園は生活全般を支援するという、保育士等は福祉職であるためそういう視点があるが、学校教育分野ではまた異なる。148ページのところで、まさにこのとおりで、学校と児童福祉の連携と記載があるが、やはりここは強調して書かないと、問題の発見みたいなものの感度がなければ、アセスメントもできないし、必要な箇所にも連携できないということがあるので、この辺については書きぶりなり、発見とか気づきをきちんと教員たちがキャッチできるみたいなどを強化して書いていただきたい。

いつも言うように、児童福祉審議会の死亡事例の分析で学齢期のこどもたちを見ていると、やはり学校は教育することが第一義的な役割であるが、今これだけ多様な子育て家庭がいる中で、教育もそうだけれども、こどものウェルビーイングとか、こども最善の権利で、今そのこどもがいる家庭環境・背景というのをキャッチする視点の強化というようにところを書いていただけるとさらにいいかなと感じている。

【村井部会長】

記載がないというわけではないが、より強調しないといけない部分。本人にすればエンパワーメントの部分も含めてだが、セーフティネットやセンサー機能と言うのか、こういったところの充実と、かつ、本人自身をきちんとエンパワーメントする、力づけていくという両方のアプローチが必要。

【事務局】

ヤングケアラーというこういった事象について、例えば専門の窓口をつくったらどうかとか、そういう話というのはよくいただくことがあるが、一つ一つの事象ごとに専門窓口をつくるのが果たして良いものなのか、こどもが抱えている課題はもっと複合的なものであって、一つ一つ別々の窓口をつくるというようなことではなく、家庭も含めてもっとこどもの状態を見る、気づくというようなことに重点を置けないかということで、今回も、特に教育委員会のほうとの連携を深めて、こどもの異変に早く気づく、気づいて福祉につながりというような仕組みを、おっしゃるとおりそれぞれのアセスメントをしっかりと行いながら、福祉につないで必要な支援を行っていくというような形に持っていきたいと考えている。計画の中でもそれを何とか表現したいというふうに思っているところで今日いただいた先生方の御助言も生かしながら、もうちょっといい形で人に伝わるようなものにしていければと思う。

また、こども自身のエンパワーメント、これも当然重要だと思っているので、引き続き学校のほうと連携しながら、単に相談窓口のチラシを配るということだけではなく、先生のほうからしっかり説明をしていただいた上でこどもたちへその相談窓口が載っているチラシを渡すというようなことが毎年度学校へもお願いしてやっていたところ。そういった取組も継続をしながら、こども自身のSOS、こどもがSOSを発信する、周りの大人が気づくというような、そういった環境づくりを次の計画期間の中で、より取組を進めていきたいと考えているところ。

【丹野委員】

全般的に地域で応援するという形の中で、親が地域の中でどこかには相談する場所をつくるんだという在り方、ここはすごくいいと思う。そして、そういう親を応援することによって子の状態が少しでもよくなるということが設計されているんだと思っている。

その限りではいいが、ただ、今まで出てきた問題で言うと、やはり親が相談できる場所と子が相談できる場所をある程度切り分ける必要はあるのかなと思う。

子の問題、こどもの貧困とかこういうことの問題というのは、結構、親子が利益相反している部分があると思う。ヤングケアラーだってまさにそうであって、子が親に活用さ

れてしまって子の権利がなくなっているわけで、そうするとやはり、親と子が同じ窓口が届出してしまったときに、どちらの意見を受け止めるのかという問題が発生せざるを得ないと思う。

もちろん小さいこどものところまでそんな切り分ける必要があるとは思っていないが、ある一定の年齢において、親からの相談の窓口という問題と子が相談できる窓口というところはある程度切り分けるということを考えていかないと、子どもの権利を守ることからすると、ちょっとずれてしまう。

そしてもう一点、186ページ等の今後の部分。年度ごとに、1、1、1と記載されていて、それぞれの区ごとに1つずつつくっていくということだと理解しているが、以前に見せてもらった数字の中で、特に児相での対応ケース等について明らかに南部のほうに相談している件数が多い等記があったかと思うが、ハードケースを抱えた家庭が多い地域とそうではない地域があるというのはあらかじめ分かっている中で、各区1つずつつくっていくということでもいいのかなと思う。

やはり、ある程度、あらかじめそういうハードケースが多く含まれているというような地域は重点的に施設を置くということも一つの手だと思う。施設が同じ数は各区置くというのは当然どの区にいたとしても何がしかのアクセスする権利を確保するというところでそういうふうに配置されているとは思いますが、もしその場合であるならば、やはりハードケースが想定される地域の施設には人員的な配置みたいなものはあらかじめ考えられているのか。

【事務局】

こども家庭センターについて、丹野委員がおっしゃったように、各区1か所ということで、今、整備をしようとしているところ。ただやはり、おっしゃるとおり南部地域に関しましては、児童虐待の相談対応件数もほかの区と比べて多いという状況は依然として続いているため、人員体制については、ほかの区と比べて、例えば社会福祉職などは約2倍配置していたり、保健師についても多く配置するというような対応は今している。

また、配置の考え方については、国でも児童人口や対応件数に応じた配置の数式があるので、それに準ずるところではあるが、それでもなおやはり川崎市として重点的にその対応は必要であろうということで、国の示す配置基準以上に現在配置できている。また、対応の状況を見ながら見直しは必要と考えているため、毎年その数値を見ながら検討はしていきたいと思っている。

【柳井委員】

資料の53ページの「こども・若者の“声”募集箱」の部分。こどもたちから届いた声で学校に関することが一番多かったということ、またその他が一番多く振り分けられているが、そもそも意見を寄せている子どもは、どういうタイプの子ども達なのか。学力も高く家庭的にも問題ないお子さんが意見を寄せていて、内容がエアコンをつけてほしいというようなことなのか、それともヤングケアラーなどの経済的に困窮されている子どもたちとはまた違う子どもたちが意見を寄せているのか。また、そもそもこの募集箱がどこに置いてあるのか。また、このその他の内容はこういったことなのか。

家庭とか経済的な困窮とかそういったことについては、こどもたちはこういうところに声を上げるべきではないと何か自分たちでブレーキをかけているのか、こういったことだと理解すればよいのか。問題の本質をこれは表しているようには思えなくて、こどもたちの最も深刻な命に関わる問題って学校とはまた別のところで起こっているような気もしているので、これはどういう子どもたちが答えているからこの学校が突出して多くてということなのかというのをちょっと知りたい。

【事務局】

「こども・若者の“声”募集箱」について、こどもの相談事というよりも、小学校4年生から18歳までの方に、川崎のまちに対して思っていることや感じていることを伝えてくださいという、そういった趣旨で声を募集しているという、まちづくりにこどもの声を生かそうというような取組でやっているもので、やはり、こどもにとっては自分の身近な学校についての意見、給食をもっとこうしてもらいたいとか、体育館にクーラーをつけてもらいたいとかそういうものもあるが、本当に身近な生活というところで、学校生活についての思うことを投稿してくれる件数が多い。その他の部分につきましては、本当にその他というところで、まちづくりで道路について、あとは道のポイ捨て、環境問題についてなど、本当に様々な声をいただいているというところでその他のところで分類はしている。

柳井委員がおっしゃられた相談事について、当事業は、ホームページ上に設定をしており、こどもたちが学校のG I G A端末のほうからアクセスできるようになっている。ホームページの同じページの中に「相談ごと」というボタンがあり、そちらのボタンを押していただくと、「相談したいとき」のページへ転移し、相談先にもつながれるようになっている。当事業は、まちづくりについての意見投稿というような、そういった趣旨がメインになっているので、こういった結果になっていると考えている。

【柳井委員】

そうするとやはりこの地方自治体の計画というのは、第2期はまだこども大綱なりこども基本法が策定されたことを踏まえての計画ではなかったわけで、そういった意味では今回がこども大綱及びこども基本法が策定されて以降初めてのこういう計画になる。そうすると一歩進んで、子どもの権利というものに意識的になる必要がある。そのときにやはりこの権利の策定と評価にこどもの意見を反映するということはとても大切になってくると思っているが、「子ども・若者の“声”募集箱」も、何らかの形で計画に関わるようなところで、策定に関わるどころ、そしてその実施の評価に関するところで、こどもの意見が何らかの形で反映されるような仕組みがあればいいかなと思う。

今の「子ども・若者の“声”募集箱」の設定、聞き方では、本当にエアコンをつけてほしいとかそういうことになるのは当然だろうなと思う。そのあたり、そもそもこの日本のこどもたちって、大人が決める計画とかそういったものに自分たちが意見できるという意識はないと思うので、そういったことを掘り起こすことからだと思うが、この2022年、2023年に、こども基本法、こども大綱ということ踏まえて初めての計画であるとするならば、そういったこともまた始まりの計画でもあると思うので、こういった身の回りの学校のことだけでも、そういう計画、策定に、そして評価に対して自分たちも意見を言え

るんだということを、こどもたちにそういう意識を掘り起こすいい機会だと思うので、そういった取組があるといいと感じる。

【事務局】

こども・若者の“声”を聴く取組については、現在整理中のところもあるため、きちんと整理をした上でというところもあるが、今回のプランの策定の過程において、こども・若者の声を聴くというところを打ち出すということも、柳井委員の御指摘のとおり、こども基本法、こども大綱を踏まえて計画書の中でこういった形で打ち出していくのは初めてであるため、もう少しこどもたちにも伝わるような形で表現をできればと考えている。また、「こども・若者の“声”募集箱」について、毎月、届いた全ての声について当然市長が全部見ているが、その中から1件選んでコメントを返すというようなことを、ホームページ上でおこなっている。また、いただいた意見それぞれに所管課がどう考えるかというようなことも記載をしてホームページにアップするというようなこともして、取組を実施するそのプロセスにおいてこどもの意見を生かすというのは当然であるが、こどもの意見が何件反映されましたみたいな、単純にそういうことではなく、できないとしたらなぜできないのか、今はできていないとすれば、今どういう取組をしているのかということを、意見をくれたこどもに対して分かるように説明するということがとても大事だと思って実施しているため、この計画書の中だけでやるというよりも、この、「こども・若者の“声”募集箱」を引き続き継続し、その中でさらに取組を深めていければと考えている。

【村井部会長】

こども・若者未来応援プランこども版の作成というのは、これはただこどもが読めるというものをつくるというよりも、こどもにも読んでもらって意見を聞かせてもらえるよう、分かりやすい平易な言葉を使っているわけなので、いわゆるこども自身の声も計画にフィードバックされるという仕組みも含めて存在しなければ、ただ読み手として使っただけであって、参画の担い手としては全く位置づけていないということになってしまうため、そういったものをどんどん、こども自身の力も借りていくという、もしくは参画を呼びかけていくといったところ。そういうふうを考えればいいのかなと思う。

【内藤委員】

全体が非常に網羅的というか、きめ細やかな話ができるという内容で、そこはすごく分かったが、感想としては1点、やはり施策をつなぐ具体的な人が見えてこない。やはり人とつながって運営されていくことを考えると、コーディネーター的な役割をしてくださるような具体的な人のイメージがない。

125ページの子育て支援のこのアプリについて、このアプリ、とてもいいと思っていて私は入れているが、新しくリニューアルして、いろんな通知が届くようになるのかなりの方がこれを使って様々な支援にアクセスできると思う。これはどれぐらいの子育て家庭で周知されていて、利用度などは把握しているのか。もし、そういう数値も出せるのであれば知りたい、今後でもよいが。どう広めていくかというような具体策などもあるといい

なと思う。

【事務局】

この子育てアプリについては、来年の1月にリニューアル予定であり、現状、妊娠届を出す方の6割ぐらいの方が1回はダウンロードしていただいているが、その後はなかなか継続的に利用していただけていないような状況がある。そこで、このリニューアルで、この子育てアプリを通じて行政と子育て中の方がコミュニケーションを図れるというような形に持っていきたいと考えている。特に未就学児年齢の子どもがいるご家庭にはほぼ全ての方が使っていただいているという状況に持っていきたいと考えている。妊娠届や出生連絡票、そのあたりの手続についても、この子育てアプリのほうで申請・届出できるようにして、まずその段階でほぼ全ての人に対応をしていただく。またその先も、節目の乳幼児健診でこのアプリを使うと、例えば問診票が事前にアプリから送信できるとか、そういった形で引き続き使ってもらえるというような形で、使って便利だなというような仕掛けを切れ目なくお届けできるように工夫してやっていきたいと考えている。

【内藤委員】

やはりその切れ目ない支援の中で、どうアクセスしていくか、こういうICTをうまく使ってというのは非常に重要なことだと思うので、ぜひ、本当にまずは全子育ての家庭がダウンロードして、そして継続的に使用されていくということが非常に重要。また、そちらからのニーズも読み取れるような双方向的なものがあるといいなと改めて感じた。

【村井部会長】

これを基に、未定稿部分等については、現段階ではその妥当性の評価などは難しいかなと思っておるところだが、今後、少しでも進めていただいて、どこかのタイミングで計画推進部会としても、これをきちんと確認した上で親会へと臨めればなと思っているところ。その点につきましてはよろしくお願ひしたい。

また、本日いただいた様々な御意見・御質問等については、計画策定を推進する、もしくはパブリックコメントなどまでの間に、よりよいものにするために御検討をいただければと思う。

【一瀬委員】

一つそれに関連して。ぜひ今日の意見を反映したものを私たち全体に見させていただければ一番ありがたい。私が一番気になっているのが差し替えと書いてある61ページの図で、川崎市の全体のこれからの基本理念を包括した図だが、やはりこれは昔のままとなっている。ぜひ、修正の段階で、里親支援センターやこども家庭センター等、あまり社会的養護が必要なこどもたちのことが触れられていないので、本当に様々な貧困のこと等そういうことを含めた、今日、理念や方針で示した、なおかつ本日委員方から御意見が出たこども大綱や基本法、そういったことを川崎市バージョンで、一目で確認できる、全てのこどもを全部包含するような図にさせていただけることを期待している。

【村井部会長】

このポンチ絵は、ある意味で言えば計画の全体像や川崎の子育てそのものの支援体制を一目で分かるようにしたもの。確かに本当に大事な図であるということを確認させていただいた。ぜひともお願いしたい。

なるべく御協力は惜しまないつもりで委員の皆さんあると思うので、できる限り何か課題や気になる点など確認が必要なところがあれば、メール等々やそれから緊急に招集が必要でしたら、またそれも御相談いただければと思う。それでは事務局へお返しする。

【事務局】

本日の資料について、10月10日まで一旦御意見をいただきつつ、こちらで本日の意見や内容更新作業を行い、その後、内容が一通り出そろった時点、10月下旬目途で、一旦、どのような形で計画推進部会の委員方に確認していただくかということを村井部会長に御相談させていただきながら確認をお願いできればと思う。